

「新規漁業就業者支援サイト制作・デジタルマーケティング業務委託」質問に対する回答

令和6年6月27日

No.	ご質問	回答
1	企画提案において共同企業体での参加は可能でしょうか。	<p>下記①～③の条件を全て満たす場合、共同企業体としての参加も可能です。</p> <p>① 各構成員が、3（1）応募資格①から⑦に掲げるすべての項目を満たしているものであり、そのうち、1構成員を代表者とすること。</p> <p>② 各構成員が、本企画提案に参加する単独事業者又は他の企業体の構成員ではないこと。</p> <p>③ 共同企業体において、代表者との委託契約（発注者との関係において再委託に該当）により業務を実施すること。この場合、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとし、4（1）提出書類⑨再委託先事業者の事業者概要書（様式第2号）を提出すること。</p>